

I 事業報告

【総括】

第 8 期にあたる平成 29 年度の事業報告は、以下のとおりである。

平成 29 年度事業計画の通り、草の根育成助成事業を行った。

公 1 医療・福祉分野では、前年度の選考委員会にて承認された 12 事業に対し内定していた 353 万円の助成予定金から 161 万円を交付し、活動支援のためのテント 6 張り(567,453 円相当)を贈った。また、「平成 30 年度草の根育成助成」の選考を行い、10 事業を助成先とし 1 事業にテント支給を選定した。

スポーツ分野では、同じく承認された 5 事業に対し内定していた 138 万円の助成予定金から 65 万円を交付した。また、テント 1 張り(89,370 円相当)を贈った。また、「平成 30 年草の根育成助成」の選考を行い、6 事業を助成先として選定した。

尚、理事会・選考委員会の審議を経て平成 30 年草の根育成事業から助成先事業の実施期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの丸一年に、地域の指定も島しょ部の除外規定を外し、改めた。

その結果、当財団が目的とする「子どもから高齢者まで 市民一人ひとりが自立（自律）し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現する」ための助成先の活動を支援することは多少なりともできた。しかし、内定額と交付金の間には隔たりがあり、必ずしも寄付者の意向に沿った助成が最大限に実現しているとはいいがたい。一方で、今年度の助成の実際から、人とのつながり・交流と展開をさらに拡大深化させる必要と課題が浮き彫りになった。

よって、平成 30 年度事業計画と予算では、これまでの公 1・公 2 事業の見直しと新たな公益事業の計画に着手することを理事会審議の上、報告承認を得た。

【分野別報告～助成事業（医療・福祉分野）】

本事業は、昨年度同様に医療・福祉分野において社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、地域社会の福祉増強に寄与することを目的とした。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付金額
平成 29 年度	14	4,437,000	12	2,954,000	1,610,000

【助成先団体と事業名】

あおばこどもの居場所:

あおばこどもの居場所学習支援

NPO 法人実家:

未自立の未成年者の社会的自活の支援

NPO 法人コミュニティケアリンク東京:

ケアを通じた地域づくりを目指すケアタウン小平応援フェスタの開催

NPO 法人言語障害者の社会参加を支援するパートナーの会 和音:

コミュニケーション障害者のサポーター育成事業

スターキッズ:

学生がつながる居場所カフェ

ぶんきょう子育てネット:

未就学児の体力を増強させる「どこでもプレーパーク」

輝くママのコミュニティ「himawari」:

わたしの家～地域とつながりたいママの為の居場所～

こどもの居場所作り@府中:

ひろがれ！こども食堂

白十字在宅ボランティアの会:

「暮らしの保健室」における医療・福祉相談、普及啓発事業

稲城なごみの家:

高齢者の居場所生きがい健康づくり事業

【分野別報告～助成事業（スポーツ分野）】

本事業は、スポーツ分野を通して地域にコミュニティの再生や活性化を図り、地域社会の問題を解決していくための活動をしている団体が行う事業に助成し、地域での生活が少しでも快活で幸福に結びつくことに寄与することを目的として実施した。また併せて、地域で活動している諸団体の事業視察と交流をすすめた。

結果、「平成 29 年度草の根育成助成」として選定した 5 事業に助成金を交付し、事業視察を行った。

これらにより助成事業の活動が地域社会福祉の増強に寄与していることを確認した。

併せて、地域社会の活性化に有用なツールとしてのスポーツの有効性を再確認することが出来たと共に、障がい者スポーツやマイナースポーツといわれるものでも、そのスポーツ愛好家にとっては地域の諸課題に対する取り組みとしての意味付けを行っていることが印象付けられた。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付金額
平成 29 年度	5	1,533,000	5	1,293,000	651,000

【助成先団体と事業名】

NPO 法人障害者サポートセンター
体験マリンスポーツ

NPO 法人 Winds Formula Association
モータースポーツを通じて発達障害を持つ方との交流を図るイベント

調布市ハンドボール連盟
ハンドボール教室の開催

たたいて健康
太鼓たたいて健康に！

サイレント JAPAN
国際通話を通して異国の人々とふれ合おう

【平成 29 年度 草の根育成助成 募集要項】転載

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成をする財団法人です。平成 29 年度は下記の通り助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに行われる、東京都内で行われる事業で下記分野に属する事業

【医療・福祉分野】

医療・看護・介護・福祉領域の地域課題を解決するための取り組み

【スポーツ・コミュニティづくり分野】

運動・スポーツ（踊りやダンスなどの祭りを含む）を通じた地域の課題への取り組み

2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に拠点を有する非営利の法人（NPO 法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体

3. 対象となる助成期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

4. 助成額

1 事業あたり 100 万円を上限とします。

5. 助成対象経費と補助率

申請内容により異なります。フローチャートにてどの事業に該当するかご確認ください。

A. 連続開催事業助成

対象経費：備品購入費のみ 補助率：80%

B. 新規連続開催事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：50%

C. 継続イベント事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：30%

D. 新規イベント事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：50%

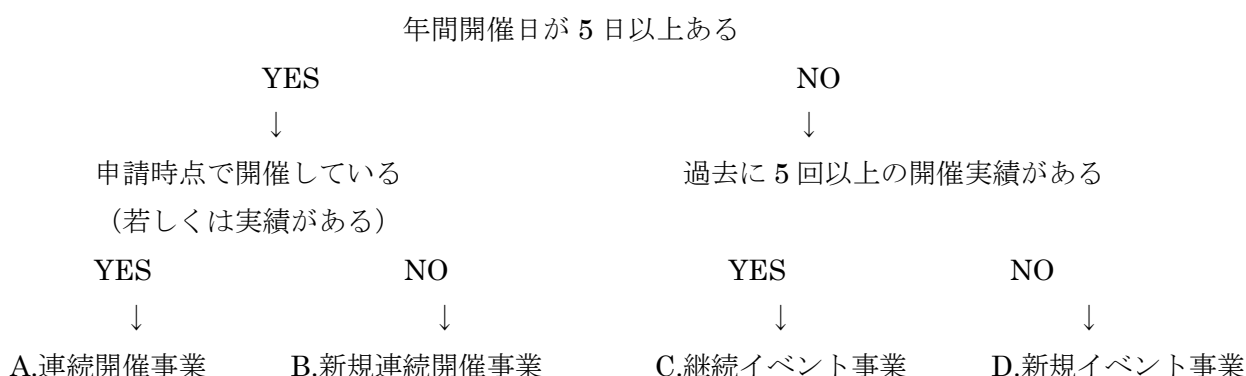
E. 上記 A～D に共通した物品支援助成

対象経費：当財団からの支援物品(簡易テント)制作経費 補助率：100%

※全ての経費

人件費、交通費、宿泊費、会場費、制作費、備品購入費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、委託費、保険料、その他必要経費

【フローチャート】



6. 申請方法

(1) 申請書類

所定の「平成 29 年度草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。(5 月 1 日公開予定)

(2) 申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードしてください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せて E メールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

7. 問い合わせと申請受付期間

【募集問い合わせ期間】

平成 29 年 4 月 17 日～5 月 31 日

【申請受付期間】

平成 29 年 6 月 1 日～6 月 17 日(消印有効 E メールは必着)

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、平成 28 年 8 月上旬に採否結果を通知します。

9. 選考基準

- ・ 地域の問題を適切に捉えているか。
- ・ 問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・ 本事業を進める団体として適切か。
- ・ 継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・ 他の地域や団体への波及が考えられるか。

10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出の後、助成金額が確定し、1 か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。

11. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去3年連続で草の根育成助成の助成金を受領している事業
- (4) 10年以上連続して実施されている事業

12. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が 5,000 千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 受益者負担の考え方に反する事業
- (5) 各省庁の補助金等、他の助成金を受けて実施される事業
- (6) 営利目的の要素が強い事業

13. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。
- (2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。
- (4) 平成 30 年 5 月に報告会を予定しております。奮って参加ください。
- (5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。
- (6) 上記 5.E の簡易テントは、大きさが 2 種類あります。詳しくは、手引きを参照ください。
 - ・問題解決のために適切な事業計画となっているか
 - ・本事業を進める団体として適切か
 - ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか
 - ・他の地域や団体への波及が考えられるか

II 事務報告

1. 基本財産

平成 30 年 9 月 30 日現在における当財団の基本財産は次の通りである。

設立時受入額	3 百万円
合 計	3 百万円

2. 役員

代表理事	長谷 方人
理 事	早川 武彦
理 事	新津 ふみ子
監 事	成田 創史

平成 30 年 9 月 30 日現在 計 4 名

3. 評議員

三枝 好幸	桜町病院ホスピス科部長
加藤 智弘	株式会社ティー・エム・ケー 取締役営業本部長
白井 久明	弁護士

平成 30 年 9 月 30 日現在 計 3 名

4. 理事会

平成 29 年度における理事会は書面及び電磁的記録を含めて、次のとおり 4 回実施した。

第 21 回理事会

- ・日時：平成 29 年 10 月 23 日（月） 午後 2 時 15 分
- ・場所：調布市布田 エスポアールヴェール 403 号会議室
- ・内容：第 1 号議案 平成 28 年度(第 7 期)事業報告及び決算の件
第 2 号議案 定時評議員会招集の件

第 22 回理事会

- ・日時：平成 30 年 2 月 25 日(日)
- ・場所：ケアタウン小平 2 階 主たる事務所会議室(書面及び電磁的記録による同意)
- ・内容：第 1 号議案 平成 30 年 6 月 1 日付の主たる事務所の移転の件
第 2 号議案 公益財団法人草の根事業育成財団 草の根育成助成に関する規程改定の件

第 23 回理事会

- ・日時：平成 30 年 5 月 25 日(金)
- ・場所：ケアタウン小平 2 階 主たる事務所会議室(書面及び電磁的記録による同意)
- ・内容：第 1 号議案 主たる事務所移転の件

第 24 回理事会

- ・日時：平成 30 年 9 月 3 日(月)午後 3 時 30 分
- ・場所：調布市布田 主たる事務所会議室
- ・内容：第 1 号議案 平成 30 年度(第 9 期)事業計画、資金調達及び設備投資見込みの件
第 2 号議案 平成 30 年度(第 9 期)収支予算の件

規則に定められた代表理事から各理事への 4 か月報告

- ・日時：平成 30 年 4 月 18 日 午前 11 時
- ・場所：五反田 新津事務所
- ・内容：新津理事へ平成 29 年度草の根育成助成の現状
- ・日時：平成 30 年 4 月 24 日 午後 2 時
- ・場所：日野市内 早川邸
- ・内容：早川理事へ平成 29 年度草の根育成助成の現状

5. 評議員会

平成 29 年度における評議員会は次のとおり 2 回実施した。

第 7 回定時評議員会

- ・日時：平成 29 年 11 月 23 日 (木) 午前 10 時
- ・場所：主たる事務所会議室
- ・内容：第 1 号議案 平成 28 年度事業報告及び収支決算の承認の件
第 2 号議案 重要な財産の譲受の件

みなし決議に関する評議員会

- ・日時：平成 30 年 5 月 12 日 (土)
- ・場所：主たる事務所会議室
- ・内容：主たる事務所移転に伴う定款一部変更の件

6. 監査の実施

監事監査

- ・日時：平成 29 年 10 月 17 日 (火) 13 時 30 分
- ・場所：公益財団法人草の根事業育成財団 事務室
- ・監事：成田創史
- ・内容：第 8 期事業報告、決算 (財務諸表)、収支計算、帳簿、伝票等の監査

7. 株式保有の概要

名称：有限会社 AHK

事務所所在地：東京都調布市調布ヶ丘一丁目 1 4 番地 4

資本金等：金 1 8 0 0 万円

事業内容：有価証券の保有と運用

役員の数及び代表者の氏名：取締役 2 名 代表取締役 長谷方人

従業員の数：なし

当該公益法人が保有する株式の数及び当該営利企業の総株式数に占める割合

：A 種種類株式（無議決権株式） 8 9 9 9 株

総株式に占める割合：4 9. 9 %（但し、議決権はなし）

保有する理由

：上記会社の株主の死去に伴い、平成 2 9 年 3 月 1 日付にて、株式配当金を公益事業に役立てて貰いたいとして遺贈されたため。

当該株式の入手日：平成 2 9 年 3 月 1 日

当該公益法人と当該営利企業との関係

：公益法人の代表理事と上記会社の代表取締役が同一であるが、その他資金、取引等の関係はない。

8. 登記事項

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上